

# 消費税率の引上げに対する緩和策としての 「すまい給付金制度」について

- 引き上げ後の消費税率が適用される住宅を取得する場合、増税負担を軽減するため取得者の収入に応じて現金支給することで与党が合意しました（※消費税の増税が確定した場合）。
- すまい給付金制度は、**平成26年4月から平成29年12月まで**実施されます。
- 給付金を受け取るためには、住宅の登記後に申請書を作成し、確認資料を添付して申請することが必要です。

## 1. 給付対象について

### (1) 基本的要件（給付金の対象かどうか）

必須条件 <b>（全て満たす必要があります）</b>	確認方法
引渡しが消費税増税後であること	契約書、引渡し時期
持ち分を有していること	登記事項証明書
自らが居住する住宅であること	住民票
床面積が50㎡以上であること	登記事項証明書

### (2) 住宅の性能（対象住宅かどうか）

※赤字のサービスはハウスプラスにてご提供しております。

		条件
新築住宅	住宅ローン利用	以下の <b>いずれかに適合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅瑕疵担保責任保険に加入</li> <li>●建設住宅性能表示制度を利用</li> <li>●施工時等における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査を受けている</li> </ul>
	現金購入	<b>上記の条件に加えて以下の全ての条件を満たすこと</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入居の年の年末時点で50歳以上</li> <li>●収入が概ね650万円以下</li> </ul> さらに、以下の <b>いずれかの証明書が必要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現金取得者向け新築住宅対象住宅証明書</li> <li>●フラット35S適合証明書</li> <li>●長期優良住宅建築等計画認定通知書</li> </ul> <small>※登録住宅性能評価機関が発行する「長期優良住宅建築等計画に係る技術的適合証」や建築士等が発行する「認定長期優良住宅建築証明書」等では申請できません。</small>
中古住宅 <small>※宅建業者が売主の場合に限られます</small>	住宅ローン利用	以下の <b>いずれかに適合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存住宅売買瑕疵保険に加入</li> <li>●既存住宅性能評価制度を利用（耐震等級1以上）</li> <li>●新築時に住宅瑕疵担保責任保険に加入（10年以内）</li> <li>●新築時に建設住宅性能評価制度を利用（10年以内）</li> </ul>
	現金購入	<b>上記の条件に加えて以下の全ての条件を満たすこと</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入居の年の年末時点で50歳以上</li> <li>●収入が概ね650万円以下</li> </ul>

### (3) 給付額について（※課税証明書でご確認願います）

#### 《消費税8%時》

都道府県民税の所得割額	給付基礎額
6.9万円以下	30万円
6.9万円超～8.4万円以下	20万円
8.4万円超～9.4万円以下	10万円

#### 《消費税10%時》

都道府県民税の所得割額	給付基礎額
7.6万円以下	50万円
7.6万円超～9.8万円以下	40万円
9.8万円超～11.9万円以下	30万円
11.9万円超～14.1万円以下	20万円
14.1万円超～17.3万円以下	10万円

現金取得者は13.3万円以下までが対象 →

※神奈川県は県民税の税率が異なるため所得割額が若干異なります

## 2. 申請から給付金受領までの流れ

※概要段階により、「すまい給付金」の詳細発表後に正確なフローをご確認ください

